

「輸出管理社内規程の届出様式等について」等の一部を改正する通達案に対する意見

2009年4月30日に公布された外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律及び同年8月14日付けで公布された外国為替令等の一部を改正する政令の施行に伴い、「輸出管理社内規程の届出様式等について」等の一部を改正する通達案が、2009年12月26日付にて公表された。

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、この機会に下記のとおり、同改正案に対する意見書を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課宛に提出した。

「輸出管理社内規程の届出様式等について」等の一部を改正する通達案に対する意見

2010年 1月 25日
社団法人日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会は、2009年12月26日に公示された表題通達案に関するパブリックコメント募集に対して、当委員会のコメントを以下の通り具申する。

1)輸出管理内部規程の届出等について：

1. 「5 合併、会社分割、営業譲渡等の組織上変化があった場合の取扱い」について

(意見内容)

「5 合併、会社分割、営業譲渡等の組織上変化があった場合の取扱い」中の「営業譲渡」を「事業譲渡」に改めてはどうか。

(理由)

会社法では「営業譲渡」(旧商法)から「事業譲渡」に用語が変更されているため。

2. 「6 輸出者等の名称等の公表等について」他

(意見内容)

「大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制」は、「大量破壊兵器(or 核兵器等)補完的輸出規制及び通常兵器補完的輸出規制」または「大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器キャッチオール規制」に変更した方が良いのでは

ないか。

(理由)

用語の統一の観点から。

3. 「外為法等遵守事項 個別事項 2 取引審査 (1)」

(意見内容)

「輸出管理内部規程」は「輸出管理内部規程又はその他社内規程等」に変更して戴きたい。

(理由)

「輸出管理内部規程」は当該通達では、他の規程等が含まれていないため。

2)届出様式について

1.届出様式別添B

輸出者等概要・自己管理チェックリスト(様式3)1頁目 (注4)について

(意見内容)

「(注4) 監査回数は、全ての輸出関連部署をそれぞれ1回監査した場合のみ1回と記入」とされているが、適切な監査サイクルの範囲内で監査が行われていれば、必ずしも年1回監査する必要がないことをご確認願いたい。

(理由) 大きな組織においては、「全ての輸出関連部署」を年1回監査することは負担が大きく実質的に難しいと考えられるため。

2.届出様式別添B

輸出者等概要・自己管理チェックリスト(様式3)

自己管理チェックリスト 取引審査 2-1(1)の(注)について

(意見内容)

自己管理チェックリストの評価項目2-1(1)の(注)の説明の「執行役員」の後に、「またはこれらに準ずるもの」と追記していただきたい。

(理由)

外為法等遵守事項 個別事項 2 取引審査(1)において「取締役等に準ずる者」との記載と合わせるため。

3.届出様式別添B

輸出者等概要・自己管理チェックリスト(様式3)

自己管理チェックリスト 取引審査 2-3(5) について

(意見内容)

「独自に禁止顧客リスト及び要注意顧客リストを作成しているか。」となっているが、「独自」を削除して「禁止顧客リスト及び要注意顧客リストを持っているか。」に修正していただきたい。

(理由) 企業においては、「要注意顧客リスト」は外部専門業者がまとめたリストを自社の「要注意顧客リスト」として採用しているところが多いと思われる(例えば、CISTEC作成の「CISTEC顧客情報」や「DPL等顧客情報」など)。原案の表現だと、外部専門業者がまとめたリストは「独自に作成したリスト」には該当しないように読めるため。

3) 包括許可の手続等について(お知らせ)

「1 申請関係書類等の記載要領」(5) 」

(意見内容)

「輸出管理内部規程受理年月日」及び「受理番号」の欄
輸出管理内部規程を届け出て、安全保障貿易検査官室から
発行された輸出管理内部規程受理票(複数の輸出管理内部
規程受理票を発行されている場合は、最新のもの。)に記
載されている発行日及び受理番号を記載してください。

の記載を(2)一般包括許可申請明細書にも記載した方が良いのではないか。

(理由)

一般包括許可申請明細書にも同じ欄があるため。

以 上